

平成31年3月15日
高知県農業信用基金協会



平成31年度借入金の競争入札による借入の実施について

農業経営改善促進資金融通事業の実施に必要な低利預託基金の預託に係る借入金について、下記要領により借入を行いますのでご案内申し上げます。

記

1. 入札参加資格者

- (1) 銀行、保険会社、農林中央金庫又は農業協同組合及び同連合会
- (2) 金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第35条第2項第3号の規定に基づき、貸金業法第3条第1項の規定に基づく登録を行っている金融商品取引業者
- (3) 信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫連合会又は中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)第9条の9第1項第1号の事業を行うことにつき認可を受けている者

2. 借入先及び借入利率の決定方法

借入利率を競争入札に付し、応札利率の低いものから順次割り当て、借入予定総額に達するまでを落札とします。

なお、借入予定額を超える応札があった場合には、最高落札利率における応札先が1者の場合は落札額を必要額まで減額して割り当て、応札先が複数の場合は最高落札利率における応札額に応じて按分して落札額とします。その際、端数処理の結果によって落札できないこともあります。

3. 借入予定金額

37,300千円

4. 借入期間

平成31年4月1日(月)～平成32年3月31日(火)

5. 担保・保証人

担保及び保証人の提供はありません

6. 繰上償還手数料

繰上償還手数料は、お支払いしません

7. 競争入札予定日及び借入実行予定日

競争入札予定日	借入実行予定日
平成31年3月25日(月)	平成31年4月1日(月)

入札方法等については、事務所に備え付けています。

様式 2

平成31年度借入金の入札方法等について

平成31年度借入金競争入札につきましては、下記要領により実施します。

記

1. 入札申込日時

平成31年3月25日(月) 9時00分から12時00分まで

2. 入札方法

- (1) 所定の様式「入札書(様式3-1)」及び「契約に係る指名停止等に関する申立書(様式3-2)」に必要事項を記載の上、ファックスにて応札してください。
(FAX: 088-804-3130)
- (2) 応札額は千円単位とし、入札利率は0.001%単位の整数倍とします。
- (3) 当方から応札を確認次第、「受け付けした」旨、電話連絡します。
- (4) 受け付けた入札書の差し替え、内容変更等は受け付けません。
- (5) 必要事項の記載のない入札書は無効とします。
- (6) 入札の締切時刻(12時00分)を経過後に受領した入札書は無効とします。
時間に余裕を持った入札をお願いします。

3. 落札方法

- (1) 借入利率を競争入札に付し、入札利率の低いものから順次割り当て、借入予定総額に達するまでを落札とします。
複数落札された場合には、落札金額による加重平均値、0.001%単位未満切捨てを落札利率とします。
- (2) 開札の結果、借入予定総額を超える応札があった場合には、最高落札利率における応札者が1者の場合、落札額を必要額まで減額して割り当て、最高落札利率における応札者が複数の場合、最高落札利率における応札額に応じて按分して落札額とします。なお、端数処理の結果によって落札できないこともあります。
- (3) 開札の結果、平均落札利率が当基金協会が予定している利率を上回った場合は、当日午後、再度入札を行うこととします。この場合、開札後速やかにその旨電話連絡します。ただし、再度入札してもなお、平均落札利率が当基金協会が予定している利率に達しない場合には、入札を不調とすることがあります。

再度入札申込日時：平成31年3月25日(月) 13時00分から15時00分まで

様式 3-1

平成 年 月 日

高知県農業信用基金協会
会長理事 久岡 隆 殿

所在地

商号又は名称

代表者の役職及び氏名

印

入 札 書

「平成 3 1 年度借入金の競争入札による借入れの実施について」に記載された入札条件を承諾の上、下記のとおり入札します。

記

	入札利率 (%)	入札額 (千円)
1	%	千円
2	%	千円
3	%	千円
合計		千円

連絡先

(担当部署)

(担当者名)

(TEL)

(FAX)

様式 3-2

別記様式第 13 号 (第 17 の 2 関係)

契約に係る指名停止等に関する申立書

平成 年 月 日

高知県農業信用基金協会
会長理事 久岡 隆 殿

所在地

商号又は名称

代表者の役職及び氏名

印

当社は、貴殿発注の農業経営改善促進資金融通事業実施要綱に基づく低利預託基金を貸し付けるための借入金契約の競争参加に当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関から物品・役務契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申立てます。

また、この申立が虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申立てません。

(注 1) この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターをいう。

ただし、北海道にあつては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局を含む。

(注 2) 「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた者であつて、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。

なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りでない。